

2025年5月29日

各位

会社名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵下 伸一郎
(コード番号: 6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 生島 始郎
(TEL. 03-6206-3159)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2025年6月27日開催の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社事業の特性上毎年1月から3月が繁忙期に当たるため、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を向上させるとして、決算期を変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年3月31日
変 更 後	毎年2月末日

(注) 決算期変更の経過期間となる第19期は、2025年4月1日から2026年2月28日までの11か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

今期決算期変更後の2026年2月期の業績予想につきましては、精査検討中であります。精査が終わり、お知らせできる状況になりましたら直ちに開示いたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

近い将来の、弊社事業の拡張に備え、古物営業法に基づく古物商を目的に追加することとともに、上記のとおり、決算期を変更することに伴い変更が必要な箇所を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 1. ~37. (条文省略) (新 設) 38. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 1. ~37. (現行とおり) 38. 古物営業法に基づく古物商 39. 前各号に付帯関連する一切の業務
(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株	(基準日) 第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主

<p>主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金) 第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>(事業年度変更に係る経過措置)</u> 第1条 第42条（事業年度）の規定にかかわらず、第19期の事業年度は、<u>2025年4月1日から2026年2月末日までの11か月間とする。</u> 2 第44条（中間配当）の規定にかかわらず、第19期の事業年度の中間配当の基準日は、<u>2025年9月30日とする。</u> 3 本条は、第19期の事業年度終了後、これを削除する。</p>
--	---

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日

定款変更の効力発生日 2025年6月27日

以 上